5　建築物木材利用促進官は、建築物における木材の利用の促進に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。
6　（略）
7　（略）
（森林集積推進室及び山村振興・緑化推進室並びに施業集約化推進官、森林保全推進官、森林吸収源情報管理官、環境保全専門官、森林生物多様性専門官、森林環境教育推進官及び森林ボランティア企画官）
第三百九十一条の二　森林利用課に、森林集積推進室及び山村振興・緑化推進室並びに施業集約化推進官、森林保全推進官、森林吸収源情報管理官、環境保全専門官、森林生物多様性専門官、森林環境教育推進官及び森林ボランティア企画官それぞれ一人を置く。
2　森林集積推進室は、森林経営管理法（平成三十年法律第三十五号）の施行に関する事務をつかさどる。
3　森林集積推進室に、室長を置く。
4～12　（略）
（山地災害対策室並びに森林土木専門官、治山対策官、海岸林復旧指導官、海岸林造成推進官、長寿命化推進官、林地利用指導官、保安林調整官、訟務官、災害対策調整官及び災害査定官）
第三百九十三条　治山課に、山地災害対策室並びに森林土木専門官二人、治山対策官一人、海岸林復旧指導官一人、海岸林造成推進官一人、長寿命化推進官一人、林地利用指導官一人、保安林調整官一人、訟務官一人、災害対策調整官一人及び災害査定官一人を置く。
2・3　（略）
（削る）
（削る）
4～13　（略）
（計画調整官、企画官、森林施業調整官、測定技術指導官、鑑定官、設計指導官、災害対策専門官及び流域保全治山対策専門官）
第四百五十三条　北海道森林管理局の計画保全部計画課に計画調整官一人、企画官一人及び森林施業調整官二人を、同部保全課に測定技術指導官一人及び鑑定官二人を、同部治山課に設計指導官二人及び流域保全治山対策専門官一人を置き、東北森林管理局の計画保全部計画課に計画調整官一人、企画官一人及び森林施業調整官一人を、同部保全課に測定技術指導官一人及び鑑定官一人を、同部治山課に設計指導官二人及び災害対策専門官二人、災害対策専門官二人及び流域保全治山対策専門官一人を置き、関東森林管理局の計画保全部計画課に計画調整官一人、企画官一人及び森林施業調整官一人を、同部保全課に測定技術指導官一人及び鑑定官一人を、同部治山課に設計指導官二人、災害対策専門官一人及び流域保全治山対策専門官一人を置き、中部森林管理局の計画保全部計画課に計画調整官一人、企画官一人及び森林施業調整官一人を、同部保全課に測定技術指導官一人及び鑑定官一人を、同部治山課に設計指導官二人及び災害対策専門官二人、災害対策専門官一人及び流域保全治山対策専門官一人を置き、四国森林管理局の計画保全部計画課に計画調整官一人、企画官一人及び森林施業調整官一人を、同部保全課に測定技術指導官一人及び鑑定官一人を、同部治山課に設計指導官一人、災害対策専門官一人及び流域保全治山対策専門官一人を置き、四

（新設）
5　（略）
6　（略）
（山村振興・緑化推進室並びに施業集約化推進官、森林保全推進官、森林吸収源情報管理官、環境保全専門官、森林生物多様性専門官、森林環境教育推進官及び森林ボランティア企画官）
第三百九十一条の二　森林利用課に、山村振興・緑化推進室並びに施業集約化推進官、森林保全推進官、森林吸収源情報管理官、環境保全専門官、森林生物多様性専門官、森林環境教育推進官及び森林ボランティア企画官それぞれ一人を置く。
（新設）
2～10　（略）
（山地災害対策室及び水源地治山対策室並びに森林土木専門官、治山対策官、海岸林復旧指導官、海岸林造成推進官、長寿命化推進官、林地利用指導官、保安林調整官、訟務官、災害対策調整官及び災害査定官）
第三百九十三条　治山課に、山地災害対策室及び水源地治山対策室並びに森林土木専門官二人、治山対策官一人、海岸林復旧指導官一人、海岸林造成推進官一人、長寿命化推進官一人、林地利用指導官一人、保安林調整官一人、訟務官一人、災害対策調整官一人及び災害査定官一人を置く。
2・3　（略）
4　水源地治山対策室は、水源山地の治山事業に関する事務をつかさどる。
5　水源地治山対策室に、室長を置く。
6～15　（略）
（計画調整官、企画官、森林施業調整官、測定技術指導官、鑑定官、設計指導官、災害対策専門官及び流域保全治山対策専門官）
第四百五十三条　北海道森林管理局の計画保全部計画課に計画調整官一人、企画官一人及び森林施業調整官二人を、同部保全課に測定技術指導官一人及び鑑定官二人を、同部治山課に設計指導官二人及び流域保全治山対策専門官一人を置き、東北森林管理局の計画保全部計画課に計画調整官一人、企画官一人及び森林施業調整官一人を、同部保全課に測定技術指導官一人及び鑑定官一人を、同部治山課に設計指導官二人及び災害対策専門官二人、災害対策専門官二人及び流域保全治山対策専門官一人を置き、関東森林管理局の計画保全部計画課に計画調整官一人、企画官一人及び森林施業調整官一人を、同部保全課に測定技術指導官一人及び鑑定官一人を、同部治山課に設計指導官二人、災害対策専門官一人及び流域保全治山対策専門官一人を置き、中部森林管理局の計画保全部計画課に計画調整官一人、企画官一人及び森林施業調整官一人を、同部保全課に測定技術指導官一人及び鑑定官一人を、同部治山課に設計指導官二人及び流域保全治山対策専門官一人を置き、近畿中国森林管理局の計画保全部計画課に計画調整官一人、企画官一人及び森林施業調整官一人を、同部保全課に測定技術指導官一人及び鑑定官一人を、同部治山課に設計指導官一人及び流域保全治山対策専門官一人を置き、四国森林管理局の計画保